

神戸市国際交流推進大綱

平成 28 年（2016 年）3 月

神 戸 市

はじめに

1868年の開港以降、多くの外国人が住み、訪れ、神戸のまちは諸外国との交流の拠点として、また、日本を代表する国際都市として発展してきた。

しかし今日、グローバル化の進展や、アジア諸国の急激な経済発展、訪日外国人の増加、国内外における都市間競争の激化など、国際社会を取り巻く環境の変化は著しい。

このような状況のなか、これまでの歴史を踏まえ、今後も国際都市として魅力あるまちであり続けるため、国際環境の変化に適切に対応していく必要がある。

都市間交流のあり方についても、1957年のアメリカ・シアトル市との姉妹都市提携以来、10都市と姉妹都市・友好都市・親善協力都市（以下姉妹都市等）と提携を締結し、市民レベルでの交流も含め、様々な分野において交流を深めてきたが、今後は、単なる友好交流にとどまらず、経済交流をはじめ、実質的成果につながる交流へのシフトが求められている。さらに姉妹都市等以外の都市についても、相互に経済的メリットが見込まれる分野での交流に向けて取り組んでいく。

また、人口減少や高齢化に伴って国内市場が停滞するなか、神戸が海外の企業や人材、観光客にとって魅力的な都市であると同時に、市内の企業が積極的に海外展開できる環境を整え、海外に向けて一層のシティプロモーションを行っていく必要がある。

一方で神戸市内に目を転じると、開港以来多くの外国人が住んできたまちとして、外国人コミュニティや外国人学校が集積し、それらをベースとした日本人と外国人の交流も盛んである。

市としても、これまで、外国人が暮らしやすいまちづくりに取り組んできており、地域の国際化を推進する団体である（公財）神戸国際協力交流センター（K I C）と連携して、様々な在住外国人支援策を実施してきた。

今後も、「外国人にとって住みやすいまち」であり続けるため、在住外国人への支援を充実させ、さらなる多文化共生を進め、多様な国籍の外国人が住み活躍する、国際性豊かな都市としての魅力を高めていくことが求められる。

この「神戸市国際交流推進大綱」は、神戸市が国際都市としてさらなる発展を続けていくための今後の国際交流施策に関する指針として策定するものである。

行政、（公財）神戸国際協力交流センター、民間国際交流団体、外国人支援団体等がお互いに連携・協力して神戸の独自性を磨き、国際的な競争力を高め、国際都市としての地位を確固たるものにするため、この大綱に基づき具体的施策を展開していく。

目 次

第 1 章 相互利益・シティプロモーションにつなげる国際交流

- I 相互利益型の国際交流を推進する 1
- II 効果的なシティプロモーションを推進する 3
- III 国際交流を担う「人」の活躍を支援する 5

第 2 章 在住外国人支援・多文化共生による地域の国際化

- I 多文化共生を支える基盤づくりを進める 6
- II 安全で安心な暮らしやすいまちづくりを推進する 7
- III 互いに尊重しあえる地域社会を形成する 9

第1章 相互利益・シティプロモーションにつなげる国際交流

I 相互利益型の国際交流を推進する

(1) 姉妹都市等交流

- ・従来は友好親善交流を通じた国際理解の促進が主な目的であったが、グローバル経済の進展や都市間競争が激化する中、相互にメリットのある経済交流をはじめ、実質的成果を生み出す交流にシフトを図る。
- ・都市提携の周年事業時のみならず、通常時から、市内企業や神戸商工会議所、独立行政法人日本貿易振興機構（以下JETRO）をはじめとする経済関係機関等との連携を密にし、ビジネス交流の拡充を図る。

(2) 次代の基幹産業の育成及び起業・創業の支援

- ・三宮に「神戸スタートアップオフィス」を開設し、国内外の成長型起業家の集積を図るとともに、神戸で起業を志す若手IT人材をシリコンバレーへ派遣するプログラムを実施する。
- ・アメリカ・ワシントン州の大学との連携により、航空・宇宙分野で活躍できる人材育成を進める。
- ・留学生を受け入れている市内大学等とも連携しながら、成長著しいアフリカ市場におけるIT分野等でのビジネス交流を図る。
- ・農業・食を軸とする「食都 神戸 2020 構想」を推進し、「こうべ旬菜」「神戸ビーフ」「須磨のり」などの神戸産農水産物を世界に通用する「食」としてPRし、輸出を推進する。

(3) 経済交流に向けた国際協力

①水・インフラ整備

- ・平成22年（2010年）に策定した「水・インフラ整備に関する国際貢献の新たな取り組み（基本方針）」に基づき、「国際貢献」「神戸経済の活性化」「技術技能継承」を目的に、市内企業と連携しながら、今後の経済発展が期待されるアジア諸国等に対して水・インフラ分野等での協力を推進する。
- ・独立行政法人国際協力機構（以下JICA）、現地関係機関等とも連携し、水・インフラ事業の海外展開等に関する相互協力協定書を締結している市内企業や、海外展開を志向する市内企業が現地の状況に応じてスムーズに事業展開できるよう支援を行う。

②港湾物流

- ・平成25年（2013年）にベトナム・ハイフォン市との間で締結した港湾・経済分野における「相互交流促進に関する覚書」に基づき、専門家派遣や受入研修を通じた同市への港湾分野での協力を進め、港湾物流量の増加、市内企業の進出促進などの経済交流につなげる。

③ものづくり人材の育成等

- ・将来の経済交流につなげるため、市内教育機関等との連携や、JICA草の根技術協力事業の活用などにより、市内中小企業の海外展開に向けた現地でのものづくり人材の育成など、対象都市・分野を絞り込んだ国際協力を進める。

(4) 特定分野における交流

①医療産業

- ・研究機関や高度専門病院、300を超える医療関連企業・団体の集積を活かし、海外クラスターとの連携などを通じて、海外の医療関連企業や研究機関との交流を深め、神戸医療産業都市の革新的な成果を世界に向けて発信することにより、さらなる企業集積に努めるとともに、市内医療産業の振興を促進する。

②デザイン

- ・平成20年(2008年)10月にユネスコ(国際連合教育科学文化機関)創造都市ネットワークのデザイン都市に認定されてから、これまでに構築してきた認定都市とのネットワークを活用し、相互にデザインについての知見やノウハウを深めることにより、デザインを活かしたまちづくりを推進する。
- ・「デザイン分野交流協力のための協定書」を締結(平成25年5月)している親善協力都市である韓国・大邱広域市との連携を図り、デザインを活かした企業支援など、有益な成果の創出につなげる。

③防災・減災

- ・阪神・淡路大震災で甚大な被害を受け、世界各国から多大な支援を受けた本市の責務として、JICAとの連携を図りつつ、コミュニティ防災研修や人材育成など、防災・減災分野における国際協力を進める。

Ⅱ 効果的なシティプロモーションを推進する

(1) 大規模国際イベントの誘致

- ・平成 28 年（2016 年）9 月に予定されている G 7 神戸保健大臣会合を通じ、兵庫県や経済界などの関係機関とも連携し、医療産業都市の取り組みや豊かな自然・観光資源など、神戸の魅力を世界に発信する。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックの事前合宿を誘致するため、各国競技団体等に対する積極的な P R 活動を行っていくとともに、ラグビーワールドカップ 2019、関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の開催等に向け、イベントや広報活動を通じたシティプロモーションを推進する。
- ・医療産業都市など神戸の強みを活かしながら、大きな経済波及効果が期待できる M I C E（Meeting:会議、Incentive Travel:報奨・研修旅行、Convention:国際会議、Event/Exhibition:イベント/展示会）の開催に向けて積極的な誘致活動を展開する。

(2) インバウンド観光誘致

- ・欧米地域や距離的に近く所得層が向上している東アジア・東南アジア地域など訪日客の増加が見込まれる国を中心に、観光プロモーションを一層強化する。
- ・紙媒体やソーシャルメディアなど、各種媒体を効果的に組み合わせる観光 P R を行うとともに、公衆無線 L A N 環境の整備、クラウド型のサービス提供など、I C T を活用した訪日客受入環境の底上げを図る。
- ・日本酒・スイーツなど神戸の地場商品を観光資源として活用し、外国人観光客に宿泊・食事・ショッピング等を通じて、神戸らしい文化に触れて「ファン」となってもらうことにより、リピーターの増加や神戸産商品の販売促進につながるための取り組みを推進する。
- ・平成 27 年（2015 年）6 月にタイに設置した観光情報発信拠点を活用して把握した旅行者ニーズに応じた神戸情報を、現地旅行会社やマスコミ等に提供することによって、神戸の魅力の浸透と観光客増加につなげる。

(3) 外国・外資系企業誘致

- ・欧米企業等に対する企業誘致トップセールスの実施や、J E T R O などの関係機関とも連携した対日投資セミナーへの参加、海外メディア等を通じた神戸の投資環境の P R など、外国・外資系企業の誘致活動を推進する。
- ・神戸医療産業都市への一層の企業集積を図るため、国際競争力を有する外国・外資系の医療関連企業やスーパーコンピュータ関連企業を主たる対象として、海外展示会への出展等による誘致活動を推進する。
- ・外国人コミュニティや外国人学校、多様な宗教関連施設など、神戸の優位性である「外国人にとって暮らしやすい環境」を効果的に広報するとともに、賃料補助制度等のインセンティブも活用することによって、積極的に誘致活動を展開する。

(4) 市内企業の販路開拓・海外進出支援

- ・ 県・JETRO・JICAなど関係機関との連携を図り、諸外国とのEPA（経済連携協定）やTPP（環太平洋パートナーシップ）などの動向も的確に把握しながら、市内企業の販路開拓・海外進出支援の充実を図る。
- ・ マーケットの大きい中国・ASEAN（東南アジア諸国連合）を対象に、海外見本市への出展、海外バイヤーを招聘した国内商談会、海外展示会への出展補助など、中小企業が参加・利用しやすい手法での販路開拓を進める。
- ・ 海外展開を図る市内企業の業種や進出希望地域が多様化していることを踏まえ、企業の個別ニーズに適切に対応するため、ひょうご・神戸国際ビジネススクエア（JETRO、県、市がワンストップサービスを実施）における登録アドバイザー制度の充実など、更なる海外進出支援策を展開する。

(5) ポートセールス

- ・ 上海事務所・天津事務所を通じた中国での客船誘致・貨物船誘致のプロモーションを推進するとともに、欧米や経済成長著しい東南アジア地域においても、セミナー開催や船社・荷主訪問による継続的なポートセールスを展開する。
- ・ 平成29年（2017年）に神戸開港150年を迎えるにあたり、行政・市民・関係団体が一体となって国際会議等の記念事業を幅広く展開することにより、国際港湾都市神戸を国内外に発信し、神戸港の振興につなげる。

(6) 民間人材・関係機関との連携等による情報収集・発信

- ・ 平成27年度（2015年度）に配置した「神戸市海外ビジネスコーディネーター」（東南アジア、欧州に各1か所）など、独自のネットワークやノウハウを有する民間人材・関係機関との連携や、海外メディアの招聘等により、神戸市内の製品・物産等の販路開拓や企業誘致等につながる情報の収集・発信を進める。
- ・ 神戸にゆかりのある海外在住者による会員組織「Kobe International Club」や、市内在住・在学・在勤の外国人の中から任命する「KOBE PR アンバサダー」による神戸情報の発信、広報専門官によるSNSなど様々な媒体での広報を通じて、神戸の魅力を国内外に対して効果的にPRする。

(7) 留学生と連携した情報発信・シティセールス

- ・ 神戸・菅原奨学金の奨学生や同窓生（平成27年度（2015年度）に同窓会発足）による情報発信や、市内大学の留学生同窓会組織との連携を通じたネットワークの構築など、留学生が神戸に愛着を持ち、卒業後も神戸とのつながりを持ち続けるための取り組みを進め、効果的なシティセールスにつなげる。

Ⅲ 国際交流を担う「人」の活躍を支援する

(1) 文化・芸術交流

- ・国際都市としての魅力の一つである神戸の文化・芸術を、世界に向けて発信するとともに、行政と民間団体及び民間団体相互間の連携を図りながら、幅広い市民参加のもとに国際的な文化性を育む施策を展開する。
- ・海外から来神する芸術家等に神戸をPRするため、市民との交流機会の創出や観光等の情報提供の充実など、受入環境の整備を図る。
- ・海外移住の歴史を顕彰する国内唯一の施設である「神戸市立海外移住と文化の交流センター」の更なる周知を図るほか、同センターや市内の様々な文化施設における海外アーティストの滞在制作や企画展等を通じて、広く市民が世界を感じられる国際芸術交流を進める。

(2) 青少年交流・地域団体交流

- ・次代の神戸の国際交流を担う人材を育成する観点から、交流実績・ノウハウを有する青少年団体と緊密に連携しながら、長期的視野に立った継続的な青少年交流事業を展開する。
- ・地域団体が独自に行う海外との交流を促進するため、これらの団体に対する支援を行うとともに、地域団体相互の連携を図ることにより、市民各層での国際交流の広がりや地域における国際化につなげる。

(3) 市職員の人材育成

- ・市職員に求められる国際的視野に立った政策形成能力や語学力向上のため、英語による政策討議や英語ビジネススキル研修等を実施する。
- ・多様な文化・価値観を背景とした国際的なコミュニケーションのあり方を習得するため、英語による討議や研修等に、海外から招聘した国際交流員（CIR）を積極的に活用する。
- ・一般財団法人自治体国際化協会（クレア）等の海外事務所及び姉妹都市等への職員派遣を通じて、国際的な識見や交渉能力を持った人材の育成を進める。

第2章 在住外国人支援・多文化共生による地域の国際化

I 多文化共生を支える基盤づくりを進める

(1) 多言語による情報提供の充実

- ・紙媒体やインターネットでの情報提供、区役所における転入者へのウェルカム封筒の配布、神戸国際コミュニティセンター（K I C C）職員による外国人コミュニティへの説明など、多様な広報手段により、多言語での効果的な情報提供に努める。
- ・外国人が母国語や日本語で必要な行政情報を入手できるよう、外国人コミュニティとの連携により、外国人の国籍や使用言語に応じて的確に多言語での情報提供を行うとともに、外国人にとってわかりやすい、いわゆる「やさしい日本語」の活用に取り組む。

(2) 多言語相談窓口の充実

- ・外国人市民の多国籍化、行政サービスの多様化に対応するため、K I C Cの多言語相談窓口や区役所における電話通訳システム等の提供言語の増加など、さらなるサービスの充実を図るとともに、K I C Cの一層の周知に努める。
- ・外国出身者や日本人の海外在住経験者の活用などにより、K I C C相談窓口での利用者の立場に立った相談対応を行うとともに、窓口で解決できない内容については、外国人コミュニティを紹介するなど関係団体との連携・協力を深めることにより、外国人市民の相談に対しきめ細かな対応を行う。
- ・国による制度変更等の際にも外国人市民への行政サービスを適切に提供できるよう、職員研修等により区役所窓口等での対応力の向上を図るとともに、入国管理局をはじめとする各種行政機関とも緊密な連携を図る。

(3) 日本語学習の支援

- ・外国人市民が日本語の習得によって日常生活を円滑に営むことができるよう、外国人支援団体等が開催する日本語教室に対する支援・連携を図るとともに、K I C Cにおける個人ボランティアによる外国人市民への日本語教育・日本文化紹介や、「神戸市立海外移住と文化の交流センター」での日本語教育の充実を図る。

Ⅱ 安全で安心な暮らしやすいまちづくりを推進する

(1) 防災対策の充実

- ・神戸市地域防災計画の基本理念である「自己決定力の向上」に必要となる、避難場所や想定津波高などの防災関連情報を、適時適切に外国人市民に届けるため、外国人コミュニティや外国人支援団体との連携を深め、外国人住民が安心して暮らせる環境づくりを進める。
- ・災害時に外国人市民が迅速かつ的確に行動できるよう、多言語防災カードなど様々なツールによる広報に努めるとともに、災害時通訳・翻訳ボランティア制度や市内外国人コミュニティ等に対する防災情報の一斉送信など、災害発生時の体制整備を進める。
- ・災害時に適切かつ円滑な避難所運営を図るため、日頃より外国人学校や外国人コミュニティと緊密な連携を図るとともに、災害時通訳・通訳ボランティアのスキルアップのための研修等を実施する。
- ・増加している外国人観光客の安全・安心を確保するため、宿泊施設や集客施設等を運営する関係機関とも連携しながら、外国人観光客の迅速な避難等に必要な情報提供を行う。

(2) 医療・救急、保健・福祉サービスの充実

①医療・救急

- ・市内NPO団体が実施する医療通訳制度の利用を促進し、当該制度が継続的かつ安定的に実施されるよう、医療通訳者の確保や通訳レベル等の課題も考慮しながら、関係機関と連携を図り、制度の改善や周知を図る。
- ・119番受信や災害現場での対応を円滑に行うため、外国人救急ノート（16か国語）や救急時情報収集ガイド、多言語による電話通訳制度等の周知及び一層の活用を図る。

②保健・福祉

- ・介護保険制度や子育て制度など複雑な保健・福祉施策を適切に外国人に理解してもらうため、多言語パンフレットや多言語サイトの活用、通訳ボランティアの派遣など、多言語での情報提供を行うとともに、新制度の導入時には電話相談窓口を設けるなど、外国人コミュニティとも連携しながら、きめ細かな周知に努める。
- ・外国籍高齢者・障がい者のいわゆる制度的無年金者に対し、福祉施策として支給している給付金に関して、国による制度化の早期実現について引き続き要望活動を行う。

(3) 雇用・労働環境の確保、居住の安定の確保

- ・雇用施策を担う公共職業安定所（以下ハローワーク）や外国人コミュニティとの連携を密にし、KICC相談窓口等での適切な情報提供を行うことにより、外国人への就職差別の防止と、就労資格を有する外国人の公正な採用・処遇につなげる。

- ・ハローワークにおける多言語相談の対象となっていない言語・曜日について、K I C Cの同行通訳制度を活用することにより、ハローワークにおける外国人の求職相談の円滑化を図る。
- ・外国人に対する住居についての差別的取扱いを無くすため、「神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）」における啓発活動や情報提供に努めるとともに、K I C Cの同行通訳制度を活用し、外国人からの住居に関する相談への適切な対応に努める。

Ⅲ 互いに尊重しあえる地域社会を形成する

(1) 人権啓発・多文化理解の促進

①人権啓発

- ・国籍や民族の違いを問わず、全ての人がお互いの違いを認め合い尊重する「多文化共生社会」を実現するため、外国人市民の人権尊重や地域社会への参画につながる各種人権啓発事業を推進する。
- ・昨今社会的な問題となっている、一部の民族・国籍の外国人への差別をあおるような言動に対しては、差別は許されないという基本的な姿勢を堅持し、市民講座などの人権啓発事業等を通じた粘り強い啓発活動を進める。
- ・児童・生徒が異なる文化や生活習慣に対して正しい理解と認識を深めるため、学校園における人権教育の充実に努める。

②多文化理解

- ・外国人コミュニティや国際交流団体など、民族文化を紹介する様々な行事を行う団体に対して引き続き支援を行い、市内在住外国人の伝統・文化の維持・継承と多文化理解の促進を図る。
- ・外国人コミュニティなどの関係団体と共催している「K O B E 国際交流フェア」が更なる異文化交流の場となるよう、多言語での周知等により参加者の増加につなげるとともに、日本文化を外国人に紹介する出展内容を充実させるなど改善を図る。

(2) 教育環境の充実

①国際理解教育

- ・次代を担う児童・生徒が、諸外国の言語・歴史・文化等についての理解を深めるため、外国人英語指導助手（A L T）の活用や外国人学校との交流行事など多様な施策を展開するとともに、英語教員を対象とした研修等の充実など、指導力の向上を図る。

②外国人児童・生徒に対する教育

- ・来日後間もない外国人児童・生徒が早期に一定の日本語能力を獲得するため、学校における日本語指導体制の充実を図るとともに、地域で学習支援を行うボランティアや外国人コミュニティ等と連携しながら、外国人児童・生徒の受入環境の整備を図る。
- ・外国にルーツを持つ児童・生徒の母語・母国文化の保持や、民族的・文化的アイデンティティ確立に向けた環境づくりを進め、多様な言語・文化的背景を有する外国人の社会参画による国際色豊かな地域社会づくりを進める。

③外国人学校

- ・外国人が住みやすい生活環境を確保するため、引き続き国際都市としての重要な基盤である外国人学校の運営安定化に向けた支援を行い、教育環境の充実に努める。

(3) 外国人市民の協働と参画

①外国人コミュニティ等との協働

- ・外国人コミュニティや、地域社会で日常的に外国人市民と接しているボランティア団体の活動を引き続き支援するとともに、各コミュニティが実施する地域交流イベント等を周知することにより、市民同士の国際的な交流機会の増加、多文化理解の促進を図り、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進する。
- ・地域社会との交流や外資系企業の誘致等に重要な役割を果たしている「神戸倶楽部」（「神戸外国倶楽部」から改称）、「神戸レガッタ・アンド・アスレチック・クラブ（KR&AC）」といった外国人クラブに対し、その存続と活性化のための必要な支援を行う。

②市政への参画

- ・永住外国人の地方参政権に関する国の動向を注視するとともに、様々な立場の委員により構成する「神戸市外国人市民会議」（平成15年（2003年）5月設置）において多角的な議論を行い、市政に対する意見やニーズ等を常に把握するよう努める。